

経済財政改革の基本方針 2007 について

〔平成 19 年 6 月 19 日〕
閣 議 決 定

経済財政改革の基本方針 2007 を別冊のとおり定める。

経済財政改革の基本方針 2007

～「美しい国」へのシナリオ～

平成 19 年 6 月 19 日

経済財政改革の基本方針 2007

～「美しい国」へのシナリオ～

(目次)

<u>第1章 新しい日本の国づくりに挑む</u>	1
--------------------------	---

<u>第2章 成長力の強化</u>	4
-------------------	---

1. 成長力加速プログラム 5
 - I 成長力底上げ戦略 5
 - II サービス革新戦略 7
 - III 成長可能性拡大戦略—イノベーション等 10
2. グローバル化改革 15
3. 労働市場改革 19
4. 地域活性化 20

<u>第3章 21世紀型行財政システムの構築</u>	22
----------------------------	----

1. 歳出・歳入一体改革の実現 22
2. 税制改革の基本哲学 26
3. 予算制度改革 27
4. 公務員制度改革 29
5. 独立行政法人等の改革 30
6. 資産債務改革 32
7. 市場化テストの推進 33
8. 地方分権改革 34

<u>第4章 持続的で安心できる社会の実現</u>	36
---------------------------	----

1. 環境立国戦略 36
2. 教育再生 38
3. 少子化対策の推進・再チャレンジ支援 41
4. 質の高い社会保障サービスの構築 43
5. 治安・防災、エネルギー政策等の強化 46
6. 多様なライフスタイルを支える環境整備 48

<u>第5章 平成20年度予算における基本的考え方</u>	50
-------------------------------	----

1. 今後の経済動向と当面の経済財政運営の考え方 50
2. 平成20年度予算の方向 50

(別表) EPA工程表	52
-------------	----

(2) パッケージとしての改革の推進

総理の下に有識者からなる検討の場を設け、公務員の採用の在り方や退職までの人事管理の在り方など、これまで経済財政諮問会議において議論されてきた論点⁴⁹も踏まえつつ、下記の課題を含む公務員の人事制度全般の課題について総合的・整合的な検討を進める。

- ① 専門スタッフ職の早期導入
- ② 他府省及び民間を含めた公募制の導入
- ③ 官民交流の抜本的拡大
- ④ 定年延長

(3) 労働基本権の在り方の検討

労働基本権については、「行政改革推進本部専門調査会」における審議（平成19年秋を目途に結論）を踏まえ、改革の方向で見直す。

(4) 「国家公務員制度改革基本法案」（仮称）の提出

公務員制度の総合的な改革を推進するための基本方針を盛り込んだ法案を次期通常国会に向けて立案し、提出する。

5. 独立行政法人等の改革

政府が果たすべき機能の見直しの第一弾として、独立行政法人の改革を行う。現行の独立行政法人が制度本来の目的にかなっているか、制度創設後の様々な改革と整合的なものとなっているか等について、原点に立ち返って見直す。また、平成19年10月からの郵政民営化及び平成20年10月からの政策金融機関の新体制への移行を円滑・確実に実施する。

【改革のポイント】

すべての独立行政法人（101法人）について、民営化や民間委託の是非を検討し、「独立行政法人整理合理化計画」を策定する。また、郵政民営化及び政策金融改革を円滑・確実に実施する。

【具体的手段】

(1) 独立行政法人見直しの3原則

「行政改革推進本部」は、総務省と連携して、次の原則に基づき、101全

⁴⁹ 幹部公務員の人事管理の在り方、国際機関の幹部候補者育成のための仕組み等

法人を対象に見直しを行う。

原則1 「官から民へ」原則：民間にゆだねた場合には実施されないおそれがある法人及び事務・事業に限定する。それ以外は、民営化・廃止又は事務・事業の民間委託・廃止を行う。

原則2 競争原則：法人による業務独占については、民間開放できない法人及び事務・事業に限定する。それ以外は、民営化・廃止又は事務・事業の民間委託・廃止を行う。

原則3 整合性原則：他の改革（公務員制度改革、政策金融改革、国の随意契約の見直し、国の資産債務改革）との整合性を確保する。

(2) 「独立行政法人整理合理化計画」の策定

上記の見直しの結果を踏まえ、平成 19 年内を目途に「独立行政法人整理合理化計画」を策定する。

(3) 独立行政法人の不断の見直し

存続する法人については、そのすべての事務・事業について市場化テスト導入の検討対象とする。

(4) 見直しの進め方

(1) の3原則を踏まえ、政府としての整理合理化計画の具体的な策定方針を速やかに決定し、各主務大臣はその方針に沿って所管する全法人についてそれぞれの整理合理化案を平成 19 年 8 月末を目途に策定する。

これに合わせ、中期目標期間終了時の見直しについて、平成 19 年度に見直す 23 法人に加え、平成 20 年度に見直す 12 法人についても前倒しで対象とする。

各主務大臣の作成した整理合理化案については、「行政減量・効率化有識者会議」と「政策評価・独立行政法人評価委員会」、「規制改革会議」、「官民競争入札等監理委員会」（以下、「監理委員会」という。）及び「資産債務改革の実行等に関する専門調査会」とが連携を図りつつ議論を行い、「行政減量・効率化有識者会議」においてそれらの議論を集約・検討した上で、平成 19 年内を目途に「行政改革推進本部」において整理合理化の内容を取りまとめ、政府として「独立行政法人整理合理化計画」を策定する。

(5) 郵政民営化の確実な実施

「郵政民営化法」⁵⁰の基本理念に従い、平成 19 年 10 月からの郵政民営化

⁵⁰ 「郵政民営化法」（平成 17 年法律第 97 号）

を円滑・確実に実施する。

(6) 政策金融改革の確実な実施

平成 20 年 10 月から政策金融機関を確実に新体制に移行させるとともに、平成 20 年度末における政策金融の貸付残高の対 GDP 比を平成 16 年度末に比べて半減させる。

6. 資産債務改革

ストック面から政府の効率化を促し、資産・債務の両面のリスクを縮小するとともに、資産の売却・有効活用により地域経済の活性化を図り、成長力の強化につなげる。

【改革のポイント】

1. 国の資産規模について、平成 27 年度末に対 GDP 比の半減を目指し、「工程表」に沿って着実に圧縮する。経済財政諮問会議に置かれた専門調査会⁵¹がチェック・フォローを行い、改革を具体化する。
2. 独立行政法人、国立大学法人や地方公共団体等について、それぞれ国の取組を踏まえつつ目標を明確にし、改革を推進する必要がある。
3. 特別会計改革や公会計改革を資産債務改革と並行して進め、相乗効果を得る。

【具体的手段】

(1) 民間の知恵をいかした国の資産規模の圧縮

国の資産規模の圧縮に当たり、実物資産については、類型ごとの処分方針の明確化や売却等における民間提案をいかす仕組みについて平成 19 年内を目途に具体化を行う。また、金融資産については、財政融資資金の新規融資の一層の重点化・効率化を進めるとともに、メリットとコストの考え方を整理しつつ民間の知見をいかした証券化を推進する。

(2) 独立行政法人、国立大学法人における資産債務改革の推進

独立行政法人における資産債務改革を独立行政法人改革及びその改革工程と整合性を取りつつ推進する。国立大学法人についても、大学改革との整合性を取りながら、同様に改革を推進する。その際、民間の知見を活用しつつ、最も有効な処分を行う観点から、担当組織の設置を検討する。

⁵¹ 「資産債務改革の実行等に関する専門調査会」

(3) 地方の資産債務改革の推進

地方公共団体は、地方公社、第三セクターを含む資産債務改革について、国の取組を踏まえつつ目標を明確にし、改革を推進するとともに、前出の「地域力再生機構」との連携を含め、民間の知見や人材を活用する方策を検討する必要がある。

(4) 特別会計改革の加速

特別会計改革については、「行政改革推進法」⁵²及び「特別会計に関する法律」⁵³に沿って、特別会計の統廃合、財政健全化への寄与（20兆円程度）等を確実に実行する。特別会計の更なる統廃合に向けた検討や、実質的な歳出（平成19年度予算で11.6兆円）の更なる縮減を中心に改革を加速する。

7. 市場化テストの推進

「公共サービス改革法」⁵⁴に基づく市場化テストの積極的な導入を推進し、国・地方における公共サービスの質の維持向上と経費削減を図る。

【改革のポイント】

1. 対象事業の抜本的拡大：市場化テストの対象事業の抜本的拡大に向けて、重点分野を定めて集中的に取り組む。
2. 独立行政法人等の市場化テスト：独立行政法人改革と歩調を合わせ、市場化テストを実施する。また、地方公共団体についても、指定管理者制度の導入とともに拡大する。
3. 各府省の取組の評価：各府省の市場化テストへの取組状況について評価を行う。

【具体的手段】

(1) 対象事業の抜本的拡大

監理委員会が平成19年2月に選定した「ハローワーク等」、「統計調査」、「公物管理」、「窓口」、「徴収」、「施設・研修等」の6つの重点分野を中心に、各府省・独立行政法人において、監理委員会と十分に協議しつつ、市場化テストの対象事業の拡大について自主的・積極的な検討を行い、検討結果を平成19年の「公共サービス改革基本方針」の改定に反映する。

⁵² 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）

⁵³ 「特別会計に関する法律」（平成19年法律第23号）

⁵⁴ 「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年法律第51号）